

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の 主な変更点について（案）

1. 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

全体

- 我が国における豚熱の発生状況やこれまで実施してきた防疫措置等に係る知見から、現場における作業の効率化を図る必要性や、養豚場において分割管理を進める上での課題等を踏まえ、所要の改正を行う。

前文～第2-2

- 実質的な内容の変更なし。

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

- 家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、蛍光抗体法を不要とするよう見直し。

第3-2 予防的ワクチン

- 豚熱ワクチンを接種した豚等を、接種農場から接種区域内の他の農場やと畜場に移動させる際の標識の義務付けを不要とするよう見直し。

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

- 特定症状の定義に、検査キット等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。
- 特定症状が確認された場合に、家畜保健衛生所での実施を必須としていた蛍光抗体法を補助的な検査として位置付けるよう見直し。

第5 病性等の判定

- 発生農場で豚等の飼養管理を直接行っていた者がその他の農場に発生農場において患畜又は初発の疑似患畜と判定した日から遡って10日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わった者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った農場の豚等について疑似患畜とするよう見直し。
ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、協議の上疑似患畜から除外できる旨追記する。

第6～8

- 実質的な内容の変更なし。

第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

- 移動制限区域内の豚等をと畜場に出荷する場合に実施する検査から、蛍光抗体法を不要とするよう見直し。

第 10～11

- 内容の変更なし。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 豚熱の発生が確認された場合に、移動制限区域内の農場で行う検査から、蛍光抗体法を不要とするよう見直し。

第 13～22

- 実質的な内容の変更なし。

第 23 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 野生いのししにおいてウイルスの浸潤状況の確認のために実施する検査から、蛍光抗体法を不要とするよう見直し。

第 24～25

- 内容の変更なし。

2. アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

全体

- アフリカ豚熱が日本の野生いのししに侵入した場合の初動対応の具体化を図るために実施した演習、研究及び検討会により得られた知見等を踏まえ、所要の改正を行う。

前文

- 実質的な内容の変更なし。

第1 基本方針

- 本年度末の基本方針の策定に伴い、研究等を踏まえた今後の見直しについて記載。

第2-1～2-3、第3

- 実質的な内容の変更なし。

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

- 特定症状の定義に、検査キット等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。
(豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第4と同様の修正)
- 陽性判定時に備えた準備として、通行の制限又は遮断の検討を明記。

第5 病性等の判定

- 発生農場で豚等の飼養管理を直接行っていた者がその他の農場に発生農場において患畜又は初発の疑似患畜と判定した日から遡って7日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わった者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った農場の豚等について疑似患畜とするよう見直し。
ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、協議の上疑似患畜から除外できる旨追記する。

第6～8

- 実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限の対象として、野生いのししの死体、排泄物等の追加。
ただし、所要の措置を講じることにより、制限区域内の野生いのしし死体

等を処分のために移動すること及び制限区域外の野生いのししの死体を処分のために制限区域内の焼却施設等に移動することについては可能とする。

第 10～11

- 内容の変更なし。

第 12 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

- 野生いのししの感染確認検査時において、いのしし及びその排せつ物等については、汚染物品として適切な処理がなされるよう見直し。

第 13～16

- 内容の変更なし。

第 17 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 陽性判定時に備えた準備として、通行の制限又は遮断の検討の他、野生いのししに対する防疫措置（積極的な死体の搜索、適正な処理、防護柵等による囲い込み等）の実施方針について確認し、その防疫措置に必要な人員及び資材の準備を明記。

第 18～20

- 実質的な内容の変更なし。

第 21 移動制限区域の設定（法第 32 条）

第 9 と同様の変更。

第 22～23

- 内容の変更なし。

第 24 ウイルスの浸潤状況の確認等

第 12 と同様の変更。

第 25

- 内容の変更なし。